

平成25年3月29日
雇児総発0329第2号
社援基発0329第3号
障障発0329第1号
老総発0329第1号

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」の一部改正について

社会福祉法人の会計基準適用上の留意事項や、社会福祉法人会計基準の移行時の取扱いについては、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）をもって、その取扱いが示されているところであるが、平成24年4月から「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の施行や、平成24年度からの法人の減価償却制度の改正に伴い、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
<p>雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)</p> <p>雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)</p>	<p>雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)</p> <p>雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省老健局総務課長</p>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
<p>及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配意願いたい。</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p>	<p>及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配意願いたい。</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」一新旧対照表一
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・福祉高福祉基盤課長、社会・福祉高福祉基盤課長、老健局総務課長連名通知)

新

減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表

別添2

耐用年数	平成23年4月1日以後取得		平成19年4月1日以後取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得	
	償却率	保証率	償却率	保証率		償却率	保証率
2	1.000	0.500	1.000	0.500	2	0.500	0.684
3	0.667	0.334	0.500	0.333	3	0.333	0.536
4	0.500	0.250	0.625	0.250	4	0.250	0.438
5	0.400	0.200	0.500	0.200	5	0.200	0.369
6	0.333	0.167	0.417	0.166	6	0.166	0.319
7	0.286	0.143	0.357	0.142	7	0.142	0.280
8	0.250	0.125	0.313	0.125	8	0.125	0.250
9	0.222	0.112	0.276	0.111	9	0.111	0.228
10	0.200	0.100	0.250	0.100	10	0.100	0.206
11	0.182	0.091	0.227	0.090	11	0.090	0.180
12	0.167	0.084	0.208	0.083	12	0.083	0.175
13	0.154	0.077	0.192	0.076	13	0.076	0.162
14	0.143	0.072	0.178	0.071	14	0.071	0.152
15	0.133	0.067	0.167	0.066	15	0.066	0.142
16	0.125	0.063	0.156	0.062	16	0.062	0.134
17	0.118	0.059	0.147	0.058	17	0.058	0.127
18	0.111	0.056	0.139	0.055	18	0.055	0.120
19	0.105	0.053	0.132	0.052	19	0.052	0.114
20	0.100	0.050	0.125	0.050	20	0.050	0.109
21	0.095	0.048	0.119	0.048	21	0.048	0.104
22	0.091	0.046	0.114	0.046	22	0.046	0.099
23	0.087	0.044	0.109	0.044	23	0.044	0.095
24	0.083	0.042	0.104	0.042	24	0.042	0.092
25	0.080	0.040	0.100	0.040	25	0.040	0.088
26	0.077	0.039	0.096	0.038	26	0.038	0.085
27	0.074	0.038	0.093	0.037	27	0.037	0.082
28	0.071	0.036	0.089	0.036	28	0.036	0.079
29	0.068	0.035	0.086	0.035	29	0.035	0.076
30	0.067	0.034	0.083	0.034	30	0.034	0.074
31	0.065	0.033	0.081	0.033	31	0.033	0.072
32	0.063	0.032	0.078	0.032	32	0.032	0.069
33	0.061	0.031	0.076	0.031	33	0.031	0.067
34	0.059	0.030	0.074	0.030	34	0.030	0.066
35	0.057	0.029	0.071	0.029	35	0.029	0.064
36	0.056	0.028	0.069	0.028	36	0.028	0.062
37	0.054	0.026	0.066	0.027	37	0.027	0.060
38	0.053	0.025	0.065	0.027	38	0.027	0.059
39	0.051	0.024	0.063	0.026	39	0.026	0.057
40	0.050	0.023	0.062	0.025	40	0.025	0.056
41	0.049	0.023	0.061	0.024	41	0.024	0.055
42	0.048	0.022	0.060	0.023	42	0.023	0.053
43	0.047	0.021	0.059	0.022	43	0.022	0.052
44	0.046	0.020	0.057	0.021	44	0.021	0.051
45	0.044	0.020	0.056	0.020	45	0.020	0.050
46	0.043	0.019	0.054	0.019	46	0.019	0.049
47	0.043	0.018	0.053	0.018	47	0.018	0.048
48	0.042	0.017	0.052	0.017	48	0.017	0.047
49	0.041	0.016	0.051	0.016	49	0.016	0.046
50	0.040	0.015	0.050	0.015	50	0.015	0.045

旧

減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表

別添2

耐用年数	平成19年4月1日以後取得		平成19年3月31日以前取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得	
	償却率	保証率	償却率	保証率		償却率	保証率
2	1.000	0.500	1.000	0.500	2	0.500	0.684
3	0.667	0.334	0.500	0.333	3	0.333	0.536
4	0.500	0.250	0.625	0.250	4	0.250	0.438
5	0.400	0.200	0.500	0.200	5	0.200	0.369
6	0.333	0.167	0.417	0.166	6	0.166	0.319
7	0.286	0.143	0.357	0.142	7	0.142	0.280
8	0.250	0.125	0.313	0.125	8	0.125	0.250
9	0.222	0.112	0.276	0.111	9	0.111	0.228
10	0.200	0.100	0.250	0.100	10	0.100	0.206
11	0.182	0.091	0.227	0.090	11	0.090	0.180
12	0.167	0.084	0.208	0.083	12	0.083	0.175
13	0.154	0.077	0.192	0.076	13	0.076	0.162
14	0.143	0.072	0.178	0.071	14	0.071	0.152
15	0.133	0.067	0.167	0.066	15	0.066	0.142
16	0.125	0.063	0.156	0.062	16	0.062	0.134
17	0.118	0.059	0.147	0.058	17	0.058	0.127
18	0.111	0.056	0.139	0.055	18	0.055	0.120
19	0.105	0.053	0.132	0.052	19	0.052	0.114
20	0.100	0.050	0.125	0.050	20	0.050	0.109
21	0.095	0.048	0.119	0.048	21	0.048	0.104
22	0.091	0.046	0.114	0.046	22	0.046	0.099
23	0.087	0.044	0.109	0.044	23	0.044	0.095
24	0.083	0.042	0.104	0.042	24	0.042	0.092
25	0.080	0.040	0.100	0.040	25	0.040	0.088
26	0.077	0.039	0.096	0.038	26	0.038	0.085
27	0.074	0.038	0.093	0.037	27	0.037	0.082
28	0.071	0.036	0.089	0.036	28	0.036	0.079
29	0.068	0.035	0.086	0.035	29	0.035	0.076
30	0.067	0.034	0.083	0.034	30	0.034	0.074
31	0.065	0.033	0.081	0.033	31	0.033	0.072
32	0.063	0.032	0.078	0.032	32	0.032	0.069
33	0.061	0.031	0.076	0.031	33	0.031	0.067
34	0.059	0.030	0.074	0.030	34	0.030	0.066
35	0.057	0.029	0.071	0.029	35	0.029	0.064
36	0.056	0.028	0.069	0.028	36	0.028	0.062
37	0.054	0.026	0.066	0.027	37	0.027	0.060
38	0.053	0.025	0.065	0.027	38	0.027	0.059
39	0.051	0.024	0.063	0.026	39	0.026	0.057
40	0.050	0.023	0.062	0.025	40	0.025	0.056
41	0.049	0.023	0.061	0.024	41	0.024	0.055
42	0.048	0.022	0.060	0.023	42	0.023	0.053
43	0.047	0.021	0.059	0.022	43	0.022	0.052
44	0.046	0.020	0.057	0.021	44	0.021	0.051
45	0.044	0.020	0.056	0.020	45	0.020	0.050
46	0.043	0.019	0.054	0.019	46	0.019	0.049
47	0.043	0.018	0.053	0.018	47	0.018	0.048
48	0.042	0.017	0.052	0.017	48	0.017	0.047
49	0.041	0.016	0.051	0.016	49	0.016	0.046
50	0.040	0.015	0.050	0.015	50	0.015	0.045

新

(注1)耐用年数50年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別紙第七、第八、第九及び第十を用いること
 (注2)本表における用語の定義は次の通りであること。
 「保証率」＝「損容保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乘ずる率をいう。
 「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率
 「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。
 「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」
 「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)
 (調整前償却額) < (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)

別添3

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
< 事業活動による収入 >			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。

旧

(注1)耐用年数50年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別紙第九及び第十を用いること
 (注2)本表における用語の定義は次の通りであること。
 「保証率」＝「損容保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乘ずる率をいう。
 「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率
 「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。
 「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」
 「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)
 (調整前償却額) < (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)

別添3

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
< 事業活動による収入 >			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」一新旧対照表一
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。	特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。
訓練等給 付費収 入	訓練等給付費の代理受領分をいう。	訓練等給 付費収 入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
特例訓練 等給付費 収 入	特例訓練等給付費の受領分をいう。	特例訓練 等給付費 収 入	特例訓練等給付費の受領分をいう。
地域相談 支援給付 費収 入	地域相談支援給付費の代理受領分をいう。	サービス 利用計画 作成費収 入	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
特例地域 相談支援 給付費収 入	特例地域相談支援給付費の受領分をいう。		
計画相談 支援給付 費収 入	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。		
特例計画 相談支援 給付費収 入	特例計画相談支援給付費の受領分をいう。		
障害児施 設給付費 収 入	障害児通所給付費の代理受領分をいう。	障害児施 設給付費 収 入	障害児施設給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特別障害児通所給付費の代理受領分をいう。	特別障害児通所給付費の代理受領分をいう。		
特別障害児通所給付費収入	特別障害児通所給付費収入		
障害児入所給付費収入	障害児入所給付費収入		
障害児相談支援給付費収入	障害児相談支援給付費収入		
特別障害児相談支援給付費収入	特別障害児相談支援給付費収入		
利用者負担金収入	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。	利用者負担金収入	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。
以下、省略。		以下、省略。	
②支出の部 (略)		②支出の部 (略)	

2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。	特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。
訓練等給 付費収 益	訓練等給付費の代理受領分をいう。	訓練等給 付費収 益	訓練等給付費の代理受領分をいう。
特例訓練 等給付費 収 益	特例訓練等給付費の受領分をいう。	特例訓練 等給付費 収 益	特例訓練等給付費の受領分をいう。
地域相談 支援給付 費収 益	地域相談支援給付費の代理受領分をいう。	サービス 利用計画 作成費収 益	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
特例地域 相談支援 給付費収 益	特例地域相談支援給付費の受領分をいう。		
計画相談 支援給付 費収 益	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。		
特例計画 相談支援 給付費収 益	特例計画相談支援給付費の受領分をいう。		
障害児連 所給付費 収 益	障害児連所給付費の代理受領分をいう。	障害児施 設給付費 収 益	障害児施設給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基礎課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特別障害 児連所給 付費収益 障害児入 所給付費 収益 障害児相 談支援給 付費収益 特別障害 児相談支 援給付費 収益	特別障害児連所給付費の代理受領分をいう。 障害児入所給付費の代理受領分をいう。 障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。 特別障害児相談支援給付費の受領分をいう。	利用者負 担金収益	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担 による収益をいう。
利用者負 担金収益	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担 による収益をいう。	利用者負 担金収益	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担 による収益をいう。
以下、省略。		以下、省略。	
②費用の部 (略)		②費用の部 (略)	
3. 貸借対照表勘定科目の説明 (略)		3. 貸借対照表勘定科目の説明 (略)	
4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明 (略)		4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明 (略)	
5. 就労支援事業販売管理費明細書勘定科目説明 (略)		5. 就労支援事業販売管理費明細書勘定科目説明 (略)	
6. 就労支援事業明細書勘定科目説明		6. 就労支援事業明細書勘定科目説明	
7. 授産事業費用明細書勘定科目説明		7. 授産事業費用明細書勘定科目説明	

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・擁護局福祉基盤課長、社会・福祉局障害福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
別紙①～⑯ (略)	別紙①～⑯ (略)
別紙2 (略)	別紙2 (略)
別紙②～⑮ (略)	別紙②～⑮ (略)

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」一新旧対照表一

(平成 23 年 7 月 27 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長、社会・保健局福祉課長、社会・保健局総務課長、児童家庭局長総務課長、児童家庭局長総務課長、児童家庭局長総務課長、児童家庭局長総務課長)

新

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】	【会計基準】		
勘定科目 [A]	勘定科目 [B]		
科目区分	科目区分		
大区分	中区分	大区分	小区分

備考
(A欄の科目に対するB欄の科目等)

<経常活動による収支>	<経常活動による収支>		
【収入】	【収入】		
(略)	(略)		
サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費収入		
	障害児施設給付費収入		
	地域相談支援センター収入		
	特別地域相談支援センター収入		
	訪問相談支援センター収入		
	特別訪問相談支援センター収入		
	障害児通所給付費収入		
	特別障害児通所給付費収入		
	障害児入所給付費収入		
	障害児相談支援給付費収入		

以下、省略

旧

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】	【会計基準】		
勘定科目 [A]	勘定科目 [B]		
科目区分	科目区分		
大区分	中区分	大区分	小区分

備考
(A欄の科目に対するB欄の科目等)

<経常活動による収支>	<経常活動による収支>		
【収入】	【収入】		
(略)	(略)		
サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費収入		
	障害児施設給付費収入		

以下、省略

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」新旧対照表一
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基礎課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健高総務課長連名通知)

新

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

以下、省略。

旧

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

【旧基準】		【会計基準】	
大区分	科目区分	大区分	科目区分
	中区分		中区分
	小区分		小区分
勘定科目【A】		勘定科目【B】	
科目区分		科目区分	
中区分		中区分	
小区分		小区分	
		備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	

以下、省略。